

第 3 0 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 5 年 1 月 1 6 日開会

令和 5 年 1 月 1 6 日閉会

米沢市農業委員会

令和5年1月16日（月）午前9時30分 米沢市農業委員会第30回定例総会を米沢市役所
庁議室に招集した。

出席委員（19名）

1 番 伊藤精司 委員	8 番 高橋信夫 委員	1 5 番 相田市三郎 委員
2 番 小関善隆 委員	9 番 佐久間英之 委員	1 6 番 山王堂民榮 委員
3 番 高橋祐弘 委員	1 0 番 江口益美 委員	1 7 番 古畑功一 委員
4 番 我彦正福 委員	1 1 番 宮崎雅文 委員	1 8 番 樋渡由美 委員
5 番 佐藤利夫 委員	1 2 番 遠藤伊一 委員	1 9 番 二宮啓一 委員
6 番 田代昇一 委員	1 3 番 鈴木晃子 委員	
7 番 佐藤孝義 委員	1 4 番 大野澤進 委員	

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（6名）

事 務 局 長	宍 戸 徹 朗
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	吉 田 潤
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|------------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項の規定による許可申請について |
| 議第2号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第3号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第6号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |
| 議第7号 | 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について |
| 議第8号 | 農作業標準賃金等の策定について |
| 議第9号 | 農地賃借料情報について |

2. その他

令和4年業務報告について

令和5年基本目標（案）について

開 会 午前9時30分

根津補佐 おはようございます。これより第30回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を11番 宮崎雅文委員のご発声にてよろしくお願いいたします。

(唱和)

根津補佐 ありがとうございます。それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長 皆さん、おはようございます。

第30回の定例総会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。暮れは大変大雪だったわけですが、ここ1週間ぐらひは大変暖かくて雪も大分消えたなということで安泰なお正月をお過ごしになったと思います。我が南原も大分雪も少なくなっているところであります。

この間はブロック協議会ということで、各ブロックとも大変盛り上がったというお話を聞いております。私、第2ブロックでしたが久々の泊まりのブロック協議会ということで、大変よかったなと思っております。昔は旧市の人はあまり泊まりなかったわけですが、南とか西の人、あとは北部の人は赤湯というようなことで泊まりでブロック協議会というのが結構あったように思っております。最近はコロナもありまして、そういったことができなくなったわけですが、経済を回すということで旅行に対してもいろいろ助成が出て、格安に泊まれますので、皆さんも余裕があったらご利用していただきたいと思います。

あと、次の日に農林振興議員との交流会ということで、懇談会がありまして、ご出席いただいた方、大変ご苦労さまでした。その中でいろいろ出たわけですが、親元就農に対しても田代委員から再度言っていただいて、議会も応援することをお願いしました。JAさんから農協の肉用牛センター、今導入を控えている、休んでいるというふうなことで、かなり頭数もマックスで230くらい入るのを今150くらいになっていたかな、そういったことでこれからコロナが収束してどんどん米沢牛が売れるときに販売できない状況になるということで、大変なことだなと思っております。ということで市にお願いするところはお願いする、JA理事の〇〇さんがおられるわけですが、自力でできることはできることをしていただいて、それなりの頭数を維持していかないと、組合、農協持出しということは組合に迷惑をかけることになりますので、ぜひそういったことを提案して前向きに検討していただきたいというように思ったところであります。いろいろありましたが、議員さんとのお話し合いというのも大変重要だなと思ったところであります。

また、7月の改選期ということで振興組合長の皆さんに、各地区から2名お集まりいただいて、改選に当たってご協力をお願いしたいと、推薦方をお願いしたいという説明会をさせていただきました。私と局長と補佐、出席させていただいて、いろいろ説明したわけですが、特に〇〇地区に関して△△、〇〇の△△と広幡との関係ですが、佐藤利夫委員いらっしゃいますが、2回前の最初に推薦制になったときに何回も検討委員会を重ねて、広幡地区2名、前はあったのですが、1名になったというような経過がありまして、矢子地区を田沢地区に入ってもらおうというような形で、1名減というようなことも地元の委員の方にも納得してもらったというような経過がありましたが、まだ〇〇地区の人が田沢に入るのがちょっとという意見もあったりして、今後の課題とさせてもらおうと、説明したわけですが、その辺もきちんとした形で進めていきたいと思っております。そういったことでいろいろありますが、今日定例総会ご審議よろしくをお願いしたいと思います。

大変ご苦労さまでした。

根津補佐

ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

それでは、議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はありませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第30回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、6番 田代昇一委員、7番 佐藤孝義委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありますか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案書の訂正等はありません。

議 長

ないので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。

下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明し

ましたので、報告します。

受理番号36号の計1件で、証明しました地目別の筆数及び地積は畑のみ1筆 882㎡です。

受理番号36号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和47年頃です。申請理由は、昭和47年頃より住宅敷地として利用され、令和4年に住宅が解体されるも非農地化しているためです。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告議案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

続いて、議第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について。下記の農地について、農地法第18条第1項の許可申請があったので、この可否を求めるため委員会に付議いたします。

本件は農地法第3条の許可を受けた農地において、借人が行方不明となったことにより、小作料の未払い、農地が適正に管理されていない状態が続いており、このことは許可基準である農地法第18条第2項第1号による賃借人が真偽に反した行為をした場合に該当するため、貸人は賃貸借の解除の申請に及んだものです。

なお、賃借人が真偽に反した行為をした場合とは、当事者間の信頼関係を破壊する程度であると社会通念上認められる行為と解釈されておりまして、具体的には賃借料を滞納し、催告にも応じない場合、正当な理由がなく耕作を長期間行わなかった場合などが該当してきます。

それでは議案書をご覧ください。貸人は新潟市△△区、○○○○さん、借人は米沢市大字△△、○○○○さん、現在行方不明となっております。土地の表示等は記載のとおりです。申請理由は、賃借人は令和4年春以降借入地を耕作しておらず、小作料も未払いとなっている。また、賃借人は現在行方不明で、今後も当該農地が適正に管理されない状況が続く見込みであることから、早急に当該契約を解除したいというものです。

なお、本委員会です許可相当となった場合は農地法第18条第3項の規定によりまして、山形県農業会議常設審議会の審議案件となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それではただいまの受理番号 1 号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号 1 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 異議がないので、議第 1 号 農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請については議案書のとおり許可することに決定いたしました。

 次に、議第 2 号 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知についてを議題といたします。

 議案の内容について事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議 長 宮原農地主査。

宮原主査 議第 2 号 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約がされましたと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため、委員会に付議いたします。

 受理番号 48 号から 55 号の計 8 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田 23 筆 46,712.00 m²、畑 17 筆 5,419.77 m²、合計 40 筆 52,131.77 m²です。

 受理番号 48 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

 受理番号 49 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

 受理番号 50 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

 受理番号 51 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

 受理番号 52 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

 受理番号 53 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

 受理番号 54 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

 受理番号 55 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、議第 2 号 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項
の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 2 号 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条
第 6 項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を
議題といたします。議案の内容について事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議 長 宮原農地主査。

宮原主査 議第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。下記の農
地について、農地法第 3 条第 1 項の許可申請がありましたので、その可否を
求めるため委員会に付議いたします。

受理番号 34 号から 39 号の計 6 件です。申請人及び土地の表示等につい
ては記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田 22 筆 26,
195.00 m²、畑 5 筆 2,194.77 m²、合計 27 筆 28,389.
77 m²です。

受理番号 34 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積に
つきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号 35 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積に
つきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号 36 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積に
つきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号 37 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積に
つきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号 38 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積に
つきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号 39 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積に
つきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号 34 号から 39 号を上程いたします。

14 番 (大野澤進委員 挙手)

議 長 14 番 大野澤委員。

1 4 番

1 4 番 大野澤です。

私からは受理番号34号、36号、37号、38号、39号の5案件について、調査結果を報告いたします。

申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりであります。昨年末12月29日午前中でありましたけれども、借人の〇〇〇〇さん宅を訪問して聞いてきました。この案件は5案件とも賃貸借であります。昨年までこの議案書ですと、39号貸人の△△さんが今まで耕作しておったわけですが、体の都合といいますか体を悪くされ、今年から耕作できないということの話があり、△△さんへ話をかけたそうです。△△さんも部落内ですので、勤め人でもありますけれども、後継者もいるというようなことで、〇〇さんが借りておったこの案件を△△さんが引き受けて借りるということで、何ら問題ないというように思いますので、ひとつよろしくご審議のほうお願いしたいと思います。

以上です。

議 長

35号。

1 6 番

(山王堂民衆委員 挙手)

議 長

16番 山王堂委員。

1 6 番

16番 山王堂です。議案第3号、受理番号35号について、調査結果を報告いたします。

詳細は議案書に記載のとおりでございます。場所は、〇〇小学校のちょうど前の十字路の空き家になっております。申請人 〇〇〇〇さんがこれを買収受けるということですが、新規就農者で、空き家に付随する農地ということで、新規就農者取扱基準で3年を経過していないですけれども、特に農業委員会が認めたときには3年未満に短縮できるという項目に当てはまりますので、第11条第2項の規定でこれを許可するということになっております。

受付にきた代理人は後藤推進委員と一緒に受付に来まして、そして〇〇さんは後藤推進委員の甥に当たります。新規就農者でメロンを作っていて、北海道からこっちに戻って来て大規模にメロンを作っております。

以上でございます。

議 長

それではただいまの受理番号34号から39号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号34号から39号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長 異議がないので、議第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号 3 9 号から 4 0 号の計 2 件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は畑のみ 2 筆 2 7 5. 0 0 m²です。

受理番号 3 9 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設によるものです。こちらは 3 種農地（都市計画法の用途地域内）です。

受理番号 4 0 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場の造成のためです。こちらは第 1 種農地（既存施設の拡張）です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。

それでは受理番号 3 9 号から 4 0 号を上程いたします。

1 1 番 (宮崎雅文委員 挙手)

議 長 1 1 番 宮崎委員。

1 1 番 3 9 号の案件につきまして、報告させていただきます。場所は、申請位置図をご覧くださいまして、○○の△△公園に行く入り口の場所でございます。1 2 月 2 0 日、現地調査を行ってまいりまして、○○行政書士と内容を確認してまいりました。貸人である○○○○さんと借人である△△△△さんは、親子関係ということでございます。申請地に子世帯の住宅を建設するために、自身の畑を転用したいという内容でございます。若干雪が積もっていたのですが、畑を確認しまして、現在野菜などを作られているようですが、子供のためということで土地を提供されるというお話でございました。春には工事を着工して、夏に完成させたいという予定のようでございます。事前着工は今現在ございませんでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 4 0 号。

3 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 3 番 高橋委員。

3 番 3 番 高橋です。議案第 4 号、受理番号 4 0 番についての調査結果を報告いたします。売買により申請地へ住宅敷地を拡張して冬場は雪捨て場、夏場は家庭菜園として利用したいという申請でございます。申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりでございます。申請地は位置図をご覧ください。申請地の西側約 5 0 0 メートルか 4 0 0 メートル地点に米沢道の駅がございます。ここは大字では〇〇地区になります。9 月の定例総会で農振の地区除外を審議いただいたところでございます。1 月 9 日に〇〇〇〇さん宅をお尋ねして、お話を聞いてきました。小屋から落ちる雪とかで迷惑がかかるということで、そこを雪捨て場として利用して、夏場は家庭菜園を作りたいというお話でございました。雪もありましたが、現場確認をしたところ、事前着工等もなく問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議 長 それでは、ただいまの受理番号 3 9 号から 4 0 号について、意見並びに質問はありませんか。

3 番 ちなみに、4 0 号の申請者の住宅はどちらになりますか。

3 番 この地図は古い地図でありまして、申請地の東側に〇〇さんという住宅がありますね。そこを買い求めて△△さんがお住まいになっていて、前の持ち主の〇〇さんは埼玉県に引っ越したということでございます。

議 長 意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号 3 9 号から 4 0 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第 5 号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第 5 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号 1 号から 2 2 号の計 2 2 件です。内訳は売買による所有権移転が 1 件、新規の貸借権の設定が 1 6 件、貸借権の再設定が 5 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地

積は田121筆 189,751.00㎡、畑6筆 3,017.00㎡、
合計127筆 192,768㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から22号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題いたします。

議案の内容について事務局の説明を求めます。

須貝主任
議 長
須貝主任

(挙手)

須貝主任。

議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において、準用する同規則第2条第2項の規定により委員会に付議いたします。受理番号1号の1件です。

申請人及び土地の表示等については、記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ8筆 17, 567.00㎡、合計も同様です。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、申出の理由は、賃貸借権設定（通年）です。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、議案書

のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第 6 号 土地改良事業参加資格交替の承認については、議案書のとおりに承認することに決定いたしました。

次に、議第 7 号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の承認について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

議第 7 号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について。米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準第 5 号の規定による営農計画書の提出がありましたので、同基準第 5 条第 1 項の規定により認定の可否を求めるため、委員会に付議します。

提出者は米沢市〇〇〇〇にお住まいの△△△△さんです。年齢は〇〇歳で市内の非農家出身です。営農計画では、アスパラガスを中心に J A に出荷、販売をしていく計画となっております。研修としては、置賜総合支庁農業技術普及課で開催しておりますアスパラ栽培道場に毎回参加しまして、1 年ほど指導を受けております。また、営農開始後は普及課を中心として市、J A で組織する地域サポートチームの支援も受けていく予定です。現在アスパラガスは 1 年間ポットにて既に育苗を行っておりまして、定職 1 年での収量は見込めないかもしれませんが、普及課にお聞きしましたところ管理次第で定職 2 年目からは営農計画に近い収量、収入を得ることは可能ではないかとのことです。農地については、上郷地区ということで多少離れておりますが、借り受けする予定となっております。

なお、先日の農地相談にて、属地の第 1 ブロックにて面談を行っております。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長

この件について担当地域の委員から営農計画等に基づく面談結果の説明をお願いいたします。

1 2 番
議 長
1 2 番

(遠藤伊一委員 挙手)

1 2 番。

1 2 番 遠藤です。

私から議第 7 号の新規就農者の認定についてをご報告いたします。今、瀧口主査からご説明あったとおり全てであります。〇〇〇〇さんは△△商店という〇〇洋酒店の近くにお店があるそうです。そこの方で、アスパラガスを作って農業をやりたいという決意が感じられましたので、頑張ってください

ということで、第1ブロックでは応援をするという形でした。それで、この〇〇さんの借りる土地については、△△の〇〇〇〇さんの畜舎が大きく建っております。そこの西側3反3畝ばかりの土地を借りて、アスパラガスを作りたいということで、下限面積もクリアしておりますので、問題はないと思っております。

よろしくお願いします。

議 長
1 2 番

濱田牛舎の土地だけ。

〇〇〇〇さん所有の田んぼです。1か所では2反ちょっとしかなかったもので、もう1か所ちょっと離れていますけれども、合計3反3畝を耕作するということでお願いしますということでした。

議 長
1 6 番

それでは、本件について、意見並びに質問はありませんか。

(山王堂民衆委員 挙手)

議 長
1 6 番

1 6 番 山王堂委員。

この住所がさっき委員からおっしゃった住所と何か違うような気がしたんですけれども。違う、△△なんだ、〇〇の前、△△△△（「〇〇」の声あり）何か違うところ言ったみたいだから。（「△△酒店」の声あり）△△洋酒店と言ったから全然違うなと思って。

1 2 番

△△洋酒店。

1 6 番

と言ったよ。

1 2 番

△△洋酒店の酒蔵ってどこだっけ、あと。

1 6 番

違う違う。それ関係ない。全然関係ないそれは、遠い。〇〇〇〇駅の前だ。

議 長

駅のクランクになっているところ。（「そうです」の声あり）

1 6 番

電気屋さん、〇〇〇〇。

1 2 番

酒屋さんの隣かと推進委員言ったから、そのとおりのみにして……。

1 6 番

そこは修正してもらわないと。

1 2 番

推進委員が勘違いしたんだね。

1 6 番

ここやはり議事録さものかかるから。全部ちゃんとしてもらわないと。

1 2 番

住所は〇〇〇〇の△△△△さんということでありますので、訂正させていただきます。

議 長

ほかにございませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、〇〇〇〇氏について、新規就農者として認定することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第7号 〇〇〇〇氏について、米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準により新規就農者として認定することにいたしました。

次に、議第8号 農作業標準賃金等の策定についてを議題といたします。

なお、本件については、先日のブロック協議会においてブロックごとに検討がなされておりますので、事務局から議案の説明の後に第1ブロックから順に検討結果等について、代表者から報告をいただき、その後協議会を開催して協議を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、そのように進めます。議第8号について、事務局の説明を求めます。

吉田主任
議 長
吉田主任

(挙手)

吉田主任。

議第8号 農作業標準賃金等の策定について。令和5年度米沢市標準農作業賃金・機械利用料の策定のために委員会に付議いたします。

表の内容ですが、令和5年度を太枠で囲んでおりまして、この太枠から左側が過去の米沢市の農作業賃金及び機械利用料の内容となっております。

続いて、太枠の右側、試算の部分ですが、こちらは先月開催されました置賜地域農業委員会連絡協議会の会議内容の結果を記載しております。

なお、作業内容及び金額等は記載のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長
3 番
議 長
3 番

それでは第1ブロックから順に報告をお願いいたします。

(高橋祐弘委員 挙手)

3番 高橋委員。

3番 高橋です。

それでは第1ブロックでの協議の結果を報告いたします。皆さんにお配りになられた協議資料1をご覧ください。第1ブロックでは、このような賃金ということで、協議いただきました。一般作業が1時間当たり900円の値段で7,200円で設定させていただきました。田植と稲刈り作業も同じく7,200円ということで田植作業、稲刈り作業も今機械化が進んで、昔みたく手植えとか手刈りという部分も少ないので、同じでいいんじゃないかという話がございました。果樹のほうですが、果樹農家の委員の方がいませんので、その辺は第2ブロックさんとかの協議の結果を見てみたいということで書いておりません。

あと、トラクター以降の作業内容は税抜き価格でプラス200円を上げております。5,800円を6,000円、7,200円を7,400円、8,700円を8,900円、8,200円を8,400円。ただ、去年度上がった水稻育苗と色彩選別機のほうは据置きということで話になりました。あと、機械田植、側条施肥田植、バインダー、ハーベスター、コンバイン、乾

燥、もみすりは皆２００円アップ。下の土改剤散布量、畦畔、大豆、そば刈、麦刈取りも２００円アップ。あと牧草は最後の梱包、梱包というのがありますが、今は大きくロールでどーんと大きく作るということで、１個１９０円ではおかしいんでないか、昔は小さい四角い形だったという話もありましたので、それは第２ブロックの会長さんあたりが畜産をやってらっしゃるので、この辺を基に検討していただきたいということでございます。要するに２００円アップの要因といたしましては、燃料が上がっているのですのくらい上げたらいいんじゃないかということで、２００円ずつアップさせていただきました。

以上でございます。

議 長
1 6 番
議 長
1 6 番

続いて、第２ブロック。

(山王堂民衆委員 挙手)

山王堂委員。

第２ブロック協議会での結果を報告いたします。今回も前回と同じに上げさせてもらいましたが、やはり物価の高騰、燃料費の高騰、あと肥料、全て上がっておりますので、そこを鑑みまして、あと置農委の上がり方も参考にいたしまして、みんなで決定してスムーズに決まりました。

一般作業は置農委が２００円上がっているということで、こちらも上げたほうがいいということで、７，３００円。田植も燃料、機械も上がっているということで、機械の償却費も全部上がっているのですのでこれも上げました。

次、剪定は先ほど第１ブロックからあったように、果樹農家の方がいらっしやいまして、ここはまずこの場も増えているということで、果樹も一般産業と同じとのことです。あと、収穫も一般産業と同じということです。トラクターの耕起、これは田んぼの部分ですけれども、こちら燃料費、機械代が値上がりしているということで、６，３００円。置農委は１００円上がっているということです。

あと、代掻きも７，５００円、畑は９，０００円。あと、耕運機は削除という話もあったんですけども、やはりトラクターが入られないところもあるので、耕運機は残したほうがいいとなり８，５００円です。あと、水稻育苗苗、これはやはり育苗土や肥料全部上がっております。機械の電気料も上がっているのです、これも値上げさせていただきました。機械での田植、これも値上がりしております。側条も同じです。全部置農委のような値上げをしております。バインダー、ハーベスター、コンバインもほかより高いです。あと生もみ乾燥、これも燃料が上がっております。半乾はあまりしていないので、ここはちょっと協議したんですが９００円。もみすりは８００円。色選は６００円。土壌改良剤散布１，２００円。堆肥散布５，５００円。あぜ

塗りは100円上がっています。そば、大豆、1万円となっております。麦はいないということでしたが、これは同じ。あと牧草も同じ。反転も同じ。この集草も同じ。最後のさっきおっしゃった梱包は、昔の機会だそうです。四角にどんだんどんと出るくるむやつで、ビニールで丸くするやつでないそうで、これはほとんど使っていないということで同じです。

以上、第2ブロックの結果です。

議 長
9 番
議 長
9 番

第3ブロック。

(佐久間英之委員 挙手)

佐久間委員。

9番 佐久間です。

結果につきましては、令和4年度と違うところが2点ほどお願いしたい点がありまして、水稻育苗について予備苗という欄がありますけれども、これは余り苗のことだというようなことで、ある人の話によりますと、田植が終わった人から苗をいただくわけでありまして、その時期を待って苗をいただきに来る人もいらっしゃるというようなことでありまして、予備苗の部分についての記載を取り除いてほしいというお話がありました。

あともう一点につきましては、堆肥散布でありまして、これについては化学肥料の高騰などで散布することも増えるかもしれないので、機械の方針など考慮した場合、若干上げていただきたいというようなことであります。ほかは昨年同様であります。

以上です。

議 長

以上で各ブロックからの報告が終わりましたので、定例総会を暫時休憩し、ただいまより協議会を開催し、農作業標準賃金等の作成についての協議をいたします。

(協議会)

議 長

それでは、協議会を閉じ、ただいまから定例総会を再開します。

(総会)

議 長

先の協議会にて決定した内容について、事務局より報告をお願いいたします。

吉田主任

(挙手)

議 長

吉田主任。

吉田主任

協議の結果をご報告いたします。

まず、標準農作業賃金ですが、一般作業7,200円、上から読んでいきます。

続きまして7,200円、果樹ですが剪定が11,000円が変わらず。一般作業が7,200円、収穫7,200円です。

続きまして、機械利用料です。トラクターの部分、上から申し上げます。
6, 000円、7, 400円、8, 900円。

続いて耕運機8, 400円、水稻育苗は変わらず850円、機械田植7, 600円、側条施肥田植8, 200円、バインダー8, 000円、ハーベスター10, 000円、コンバイン18, 700円、もみの乾燥は生乾が1, 400円、半乾が900円、続いてもみすり800円、色彩選別は変わらず600円、土壌改良資材散布が1, 200円、堆肥散布5, 500円、畔塗2, 500円、大豆・そば刈取脱穀10, 000円、麦刈取変わらず12, 600円、牧草も全て変わらず、上から1, 500円、480円、680円、190円です。

予備苗の項目につきましては、水稻育苗の備考欄、予備苗は400円に変更となります。

私から以上です。

議 長

それでは、議第8号の農作業標準賃金等の策定について、ただいまの事務局報告のとおり決定することに異議ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

異議がないので、議第8号 農作業表賃金等の策定については、事務局の報告のとおり決定いたしました。

次に、議第9号 農地賃借料情報についてを議題といたします。

なお、本件についても、先の議第8号と同様に議事を進めることに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議事を進めます。

議第9号について、事務局の説明を求めます。

宮原主査

(挙手)

議 長

宮原農地主査。

宮原主査

議第9号 農地賃借料情報について。農地の賃貸借契約を締結するための目安となるよう賃借料の情報提供を行うため委員会に付議いたします。

まず、農地区分A地域ですが、平均額が12, 400円、最高額が20, 000円、最低額が4, 500円、データ数としまして658筆でございます。

続きまして、B地域ですが、平均額が11, 200円、最高額が17, 000円、最低額が5, 000円、データ数につきましては99筆となります。

C地域につきましては、データ数が5件以下ですので公表はいたしません。

D地域につきましては、契約実績はございません。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、第1ブロックから順に報告をお願いいたします。第1ブロック代表。

3 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 3番 高橋祐弘委員。

3 番 3番、高橋です。第1ブロックの協議の結果ということで、農地の賃借料情報についてということで協議した結果、あくまでもこれは令和4年1月1日から12月末までの締結された賃借料の情報でございますので、このような内容でよろしいのではないかとということでした。あと、備考にもあるとおりでございますので、これでよいということでございます。

議 長 以上です。

1 6 番 第2ブロック。

議 長 (山王堂民栄委員 挙手)

1 6 番 16番 山王堂委員。

1 6 番 16番 第2ブロックの山王堂です。

議 長 第2ブロックも第1ブロック同様でございます。

9 番 第3ブロック代表。

議 長 (佐久間英之委員 挙手)

9 番 9番 佐久間委員。

9 番 9番、佐久間です。第3ブロックにつきましても同様であります。

議 長 以上で各ブロックからの報告が終わりましたので、定例総会を暫時休止し、ただいまより開催の協議会にて農地賃借料情報について、の協議を行います。

議 長 (協議会)

議 長 ただいまから定例総会を再開いたします。

議 長 (総会)

議 長 議第9号 農地賃借料情報について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第9号 農地賃借料情報について、は議案書のとおり決定することにいたします。

議 長 以上で、1の提出議案についての審議は終了いたしました。

議 長 続いて、2のその他に移ります。

議 長 令和4年業務報告について、と令和5年業務目標(案)について、はいずれも来月開催の定期総会の上程が予定されている議案の内容の承認となり、関連もありますので、一括して事務局の内容の説明を求めた後に、先日のブロック協議会での検討結果を各代表者から報告をいただき、その後協議会を開催し、協議、調整の上、採決をいただきたいと思いますと思いますが、ご異議ありま

せんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 その前に５分くらい休憩してもいいですか。

全 委 員 はい。

議 長 休憩。

(休憩)

議 長 再開いたします。

それでは異議がないので、そのように進めます。

それでは、令和４年業務報告について、及び令和５年基本目標（案）について、の説明を事務局に求めます。

根津補佐 (挙手)

議 長 根津補佐。

根津補佐 それでは令和４年業務報告について、及び令和５年基本目標（案）についての説明をいたしますが、別添資料で既に先日１１日のブロック協議会にて、各ブロックにて協議いただきましたので、その結果について、ブロック長より報告いただいた後にご審議をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 それでは第１ブロックから順に報告をお願いいたします。

３ 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 第１ブロック代表、３番 高橋委員。

３ 番 ３番 高橋です。

第１ブロックの協議の結果ということで、業務報告のほうでございますが、経過の概要について、内容はまず間違いありませんが、文言で若干訂正してスムーズになったほういいんじゃないかという意見も出ましたので、この辺を報告したいと思います。

最初の概要で、令和４年はというところから自然災害に見舞われた１年となったというところの間ですが、畜産施設というところを省いたほうがいいのかということでございます。

あと、６月３日には２年連続で発生した降ひょうにより、果樹を中心とする農作物が被害を受けた。さらに、６月２７日の大雨、８月には全国的に記録的な大雨によって土砂流入などで多くの農産物や農業用生産施設が被害を受けるなど自然災害に見舞われた１年となったとありますが、この６月３日という日にちを省いて、あと６月２７のという日にちを省いて、あと８月にはというところを８月のということで変えていただいて、あとは土砂流入などでなくて、土砂流入で、多くの農産物をというところを農作物に、農業用生産施設というところを、農業施設ということで簡略化したほうが言いや

すいのではないかということでありました。

あと、米の作況で山形県の令和5年とありますが、これは令和4年産の水稲ということで訂正していただきたい。あと、真ん中の、なおこの2年間の感染症の影響はということ、影響により、各種集会や研修会が中止や縮小等になったが、等を省いて、縮小になったということではないかということです。

あと、目次の事務取扱状況ですが10から12となっておりますが、ページ数で10から11ではないかということで指摘がございました。細かいことですが、以上な内容の意見が出ましたので、報告したいと思います。

あと樋渡委員、抜けているところありませんか。

それではそういうこととさせていただきます。

以上です。

議長
16番

続いて、第2ブロック。

第2ブロックの結果を報告いたします。

文言等の修正は、最終的には事務局にお任せするんですけれども、さっき第1ブロックと言ったとおり山形県の令和5年の水稲作況指数と令和4年、あと下のほうにいて、市長及び市議会議長への要請書でなく要望書と直したほういいんでないかという意見が出ました。あとは、細かいところはこれから事務局に直すということでお願いします。

議長
9番
議長
9番

第3ブロック。

(佐久間英之委員 挙手)

9番 佐久間委員。

第3ブロックで話し合った結果報告します。

若干の年数の違いとか文の段落の間違いとかあったわけなんですけれども、大幅な変更、校正はなく、このままでということでございます。

以上です。

議長
3番
議長
16番
議長
16番

基本目標については……

基本目標については、この内容でよかったということで。

第2ブロック。

(山王堂民栄委員 挙手)

16番 山王堂委員。

第2ブロックではありまして、5ページをお開きください。

5ページの中で、鳥獣害対策のところなんですけれども、鳥獣害対策、これは農業委員会の業務でないんでないかということで、これは森林農村整備課の業務でありまして、農業委員会で細かいことを書かないほうがいいということで、削除をお願いしたいということでした。

あと、資材高騰も意見が出ました。それは要望書に上げるということで、それが望ましいということで、ここかなりもめたんですけども、資材高騰の何か設けたらいいんでないかということを進捗委員のほうからかなり言われたんですけども、これは要望書の中に入れてこれから出しましょうということで、これは載せないでいいということでした。

以上です。

議 長
1 6 番

1 ページの基本方針のところをお願いします。

新規就農者の昨年の県内の新規就農は358人と書いてあったんですけども、米沢では何人かということで、括弧して米沢の数字を書いたほうがいいんでないかということでした。

議 長
9 番

続いて第3ブロック、佐久間委員。

9番、佐久間です。

基本目標についても大幅な変更というのはございません。文章の隙間だったり、いろいろなところがあるんですけども、事務局のほうに言っておりますので、特にありません。

議 長

それでは、これで各ブロックからの報告が終わりましたので、定例総会を暫時休止し、ただいまより協議会を開催し、協議をしたいと思います。

(協議会)

議 長

それでは、協議会を閉じ、ただいまから定例総会を再開いたします。

(総会)

議 長

ただいまの協議会にて協議を調整した内容について、事務局より報告をお願いいたします。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

ありがとうございました。ただいまの協議会で協議、調整された内容ですが、こちらにつきましては業務報告につきましてはまずは、文言の修正ですとか字句の訂正、あとは段落とかのような体裁の面ですので、これを修正させていただきます。

また、今ありましたとおり新規就農者の報奨金の授賞式していただきましたので、それを活動報告の中にどこかに入れさせていただきたいと思います。基本目標(案)につきましては、先ほどありましたが、米沢市の新規農業者を括弧書きですが、実績として入れるということで考えております。第2ブロックでも出ましたが、米沢市だけで見ますと年度によってばらつきありますので、当該年度の実績のみ上げさせていただきたいと思います。有害鳥獣につきましては、先ほどのとおり目標の部分のところの細かな記載する項目について、訂正をお願いさせていただきたいなと思います。

両方とも、業務報告及び業務目標（案）につきまして、精査させていただきたいと思います。

以上です。

議長

それでは令和４年業務報告について、及び令和５年の基本目標（案）については、ただいまの事務局報告のとおり協議会での協議内容を調整の上で、最終的な仕上がりについては、事務局に一任し、定期総会の議案として上程することで承認してもよろしいですか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないので、その他令和４年業務報告について、及び令和５年基本目標（案）について、は事務局の報告のとおり協議会での協議内容を反映し、調整した上で最終的な仕上がりについては、事務局に一任し、定期総会の議案として予定することに承認いたしました。

続いて、農政等に関する改善意見や施策について、話題提供として発言をいただきたいと思います。今回は１２番遠藤委員からお願いいたします。よろしくお願いします。

１２番

初めに、県大会の席上において長く務めたということで、私と石川委員が山形県農業会議会長より表彰されたということでいただけてきました。最初に感謝を申し上げたいなと思っております。私も農業委員をして長くなりましたけれども、提言というよりも自分に対しての総括的な感じをここで言うかなと思ってまいりました。１月２日の初夢にも出てきたんですけれども、農業を一生懸命やっている人を助けないと駄目だぞと天の神からお話が出てきたことを思い出しながら、今日そのことについてちょっと触れたほうがいいかなとは思ってきました。人が物事を決めてその人が決定するということですが、これは永遠に続くわけでありますので、国で今までずっと農政を農林水産省で決めてきて、それを私たちまで下ろしてきてそれをやれということがずっと、今現在も続いております。我々が要望してもそれを無視するかのような行政のやり方というの、国のやり方というのは今もってあるわけですね。だからそれを何とか我々の農業委員という肩書を持った中で、手直しをさせたりなくしたりという運動を、今後とも続けていかなくちゃいけないのかなというふうに思います。

農業委員会憲章いつも読んでいるんだけど、ここで私自身一生懸命やってきたこと、あるのかなという感じで、本当に自分の力不足にはあきれたりしているわけなんですけれども、選ばれた限りは一生懸命頑張ってきたつもりでは、自分としても思っておるし、この１９人の仲間と一緒にいろいろなディスカッションをしたりして、農業委員会に努めさせてもらったということについて大変感謝を申し上げたいなというふうに思っております。

やはり立候補制度から選任に移ったというような、我々が要望したわけじゃなくて、国から落ちてくるわけだ。だから立候補するということは自分の意思をぶつけて、こういうことをやっていくんだということで出てくるわけですが、段々と勢いをそがれるような形で農業委員というものが重責につくということがやはりもう一度考えたほうがいいのかというような感じではありますし、行政というのものに関しての国の考え方ももうちょっと重んじてやったほうが、これから出てくる方についても自己責任というものも出てくるだろうし、そういうことも米沢で発信して議会のほうとか市長のほうに要請していく、意見書を出していくというふうに今後も活発にやっていただきたいなと思っております。今回の農業振興議員との懇談会でも、農業委員は市長にも議長にも意見書というのは提出して、我々の要望というのを聞いてもらうという形で一生懸命やっているんだから、そういうこともいろんな場所でアピールをして農業委員というのは大事だということをばちっといろんな広報についてもその立場をもうちょっと示してもらえるような策があればいいかなというふうに思っております。一応、今回7月改選期になっておりますので、どのようなことになるか分かりませんのでこんな話を出してしまっただけで申し訳ないんですけども、任期残りまだありますので、一生懸命、米沢市のため地区のために農地を守るという立場で頑張らせていただきますので、よろしくお願いします。

以上であります。

議 長

ありがとうございました。ただいま遠藤伊一委員から貴重な自分の委員としての活動や今後の展望やら言っていただきましたが、皆さんから何かございますか。

全 委 員

なし。

議 長

特に意見、質問等がないようですので、皆さんからほかに何かございせんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないようですので、その他を終了し、以上で本日の第30回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会

午前11時30分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和5年1月16日（月）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

田代 昇一

議事録署名委員

佐藤 孝義